

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第8号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第6条の2」を「第6条第9項」に改める。

第30条第2項第9号を次のように改める。

- (9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間及び勤務時間等条例第17条第1項の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間を合算した期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第32条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「100分の124」を「100分の119」に改め、同項第2号中「100分の107以上100分の124未満」を「100分の102以上100分の119未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の105」を「100分の100」に改める。

第32条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「100分の51.5」を「100分の49」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附則第6項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

(定年の引上げに伴う降給の通知)

- 13 条例附則第10項の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、任命権者の定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

別表第1 市長の事務部局の項中

「 公室長 部長 特命理事 理事 事務局長 」	を	「 公室長 部長 特命理事 理事 事務局長 局長 」	に、
「 課長 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 保育所長 こども園長 環境クリーンセンター所長 (再任用職員に限る。) 会計管理者 会計室長 参事 」	を	「 課長 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 保育所長 こども園長 幼稚園長 環境クリーンセンター所長 (再任用の職員に限る。) 会計管理者 会計室長 参事 」	に、

室長 課長補佐 人権センター所長補佐 コミュニティセンター所長 (再任用職員に限る。) コミュニティセンター所長 補佐 文化センター所長 (再任用 職員に限る。) 保育所副所長 こども園副園長 指導主事 会計室長補佐	48,000円
土木課維持係長	40,000円

を

室長 課長補佐 人権センター所長補佐 コミュニティセンター所長 (再任用の職員に限る。) コミュニティセンター所長 補佐 文化センター所長 (再任用 の職員に限る。) 保育所副所長 こども園副園長 幼稚園副園長	48,000円
--	---------

に改め、

指導主事	
会計室長補佐	

」

同表議会の事務局の項中

「		「		に
	局長（再任用職員に限る。）	を	次長	
	次長			
」		」		

改め、同表教育委員会の項中

「		「		に、
	局長	を	局長	
	参与		参与	
			教育次長	
」		」		

「		「		に
	教育総合センター副所長	を	教育総合センター副所長	
	図書館長		図書館長	
	幼稚園長			
	公民館長		教育総合センター副所長補	
	教育総合センター所長（再任用職員に限る。）		佐及び指導主事	
	教育総合センター副所長補佐及び指導主事		図書館長補佐	
	図書館長補佐			
	幼稚園副園長			
」		」		

改め、同表備考中「再任用短時間勤務職員」を「再任用の職員のうち短時間勤務のもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月天理市条例第33号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の給料等の支給に関する規則の規定を適用する。
- 3 令和4年改正条例附則第3条第1項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第32条第1項及び第32条の2第1項の規定を適用する。